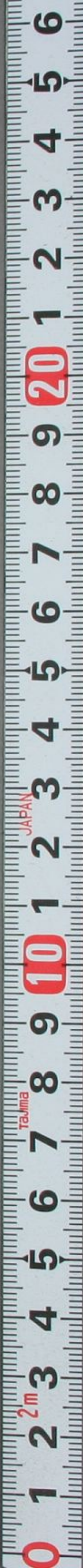


和算書

関流
算法草術
卷十二
利息

二奴²
708
104



門二二
號
卷

關流算法草術卷之十四

利息 坤

銀を多分まき三月利銀を厚く毛お志く今元銀を
貫六百目と八月の利銀行極同

三三三 百拾貳多六分

銀云元銀六百多と志まき三月の利銀入毛と
累して三月の利銀貳拾貳と極る月利銀と累して
八月の利銀百拾貳と極る合同



取く先位小宗して是年三月の利水拾貳貫と成り

令拾貳貫と成り

之取八貫多と年を割すの利と成り二年九月借と
け利取成り同

云云 一貫入百文

取之元取八貫と成り年の利率。此と成りて是年の
利取貳貫と成り先位 別小二年九月と成り年
下と年法十二小除く二年七分と成り取く先位小宗
て取利取百文と成り同

元取三貫百文拾八文と年式割の利小して二年三月
借一と成りけ利取成り同

云云 貳貫入百八拾八文

取之利率貳と成り之と成り年と成りて是年の元利率拾
分と成り毎自宗して二年元利率拾と成り
元取三貫と成りて二年元利率拾と成り得る年利
率。此と成りて二年月と成り年分の利取を費。八拾八
と得る年法十二小除く二年月と成り月分の利取九拾
と成り年と成りて年月の利取拾と成り二年

言云 百貫二百文

漸云元利金後 六貫二百 七拾四文と並百以上(九分六厘)と兼して

調換 六貫二百 拾ニ文と併る實と云 別百文付き三月の利後

久と並月殺 七 と兼して 三拾 八文と併る元百文の調換 九拾 六文と

加へくきに 百三拾 と併る法と併る実と除く高 六拾 と

併る百文と兼して併元後 百文 減得る合同

ま三月を引武中の利おして今拾月之利金て米百

に拾百有け元米何様と向

言云 百武拾八尺

漸云月の利 拾 と併る元月殺 十 と兼して 武引 と併る

之率 拾 と併る 武引 と併る元利金

米 百 と除く元米 百 と併る合同

年を割すの利と併る元年借元元利金合々千

百七拾八文有元利金各何様と向 但金まあは

言云 元銀子百文 利金七拾八文

漸云年利率 八 と並年殺 八 と兼して元金をあて

付入年之利金 七 と併る実後 別元金 七 と兼

実後 拾 と兼して元金をあての銀 拾 と併る実後と

八文留小志く浪小垂して元令利浪と倍くは子八百
に拾七ありけ元利令浪後各如程と向

言云 元後に子貳百貫文

は令八百七拾八あり

利後子三百九拾。貫貳百文

は浪に子九百七拾貳あり

御六年を別く元利利率を算して再自算して三
年之利利率を算して同之率を減して後三子
一と三年の利率を算して別浪を算して後三子
拾八文

と五十位以下九分六を小除く通用浪三百八とけり
以て前後と除く〇〇〇〇九とけり元後を文の利浪
率とけり 別小元率を算して並令を算して後八百八と除て
〇〇〇〇二とけり元後を文の元令率とけり 其利浪
率を加して共小〇〇〇〇二とけり元後を文の元令利
浪の利率とけり以て元令利浪を八百八と除して
元後八百八とけり元令の元令八百八と除して
とけり以て元令利浪を八百八と減して後七百七
元利浪とけり浪を算して通用浪三百八と算して利浪

子三百九拾。とけり各金同
貫百八

又御金々々々の積四百貫と並浪々々の通用積三百六拾

久し除く今々々の付浪拾二貫七拾替と初る寄位一貫九拾

別十年々々利率拾五と再自家して三二とけり

内元率拾と減して解三二と利率とん寄位と家し

く二年の利浪九百九拾とけり元率拾と加して三二

入六百九拾とけり元金八百七拾と二年利浪の利率とん三二と元

金利浪の利率拾七と除く元金八百七拾とけり三二と元

金利浪の利率拾七と減して解三二と利率とん浪

き々の通積三百六拾と家志と利率三百九拾とけり又

元金八百七拾と今々々の積四百貫と家して元積四百貫と

けり各金同

積百文、付利積二文と今々々の積七と今之浪七と今之利浪百

。入有借月利積七と向

言云 四月廿十日

け頭先之利と積七と今々々の積七と今之浪七と今之利の積七

浪也、故小其御埋通一、難一と今之積七と今之浪七と今之利の積七

家して浪九拾六と今之利浪七と家して御積の便り

と云ふの事

御云之浪七百と主利浪をいふ事とす式貫と得るは云

元浪九拾六拾除く事とす月の利浪式拾をいふ事とす

後小之利浪八拾と除く事とす月利八拾と得る月下の奇

零八別小月法二十とす事とす奇日式拾と得る所借に

月利式拾とす事とす

元令式百に拾支と年を割すの利小借一之利見小令
七百に拾にあり借と年利何種と向

云々 拾四年

術云之利主の令七百とす内之令式百と減して得入式百

と利令とす事とす 別小之令式百とす年利率一拾

法云して是年の利令三拾とす法とす事とす除

く年利何種とす事とす

元浪三百拾式八分借一毎月に分の利と加して但毎

月利式拾之利見小三百に拾に八分七拾とす事とす借と月利何種

とす

云々 二月十八日

御云之浪三百拾式とす事とす月之利利率式拾とす事とす

その月の利本三百六十とある類の元利本根二百四十より

少くは入元利本率一とあるとして或る月の利本二百

八十と得る亦或の元利本根より少くは入元利本率

八十とあるとしてその月の利本三百六十とある類の元利の

本根より多し故或る月有奇とある別小類の元利

本根三百六十とあると其内式八月元利本根三百六十と減く

六十とあると其日の利本とある實とある別小類の元

利本根三百六十とあると其内式八月元利本根三百六十と減くと

六十とあるとしてその月の利本とある月法三十とあるして除く

その日の利本六十とあると得る法とあると實と除く

奇日拾八とある用式八月拾八とある公同

元法九拾とある貫文備一年或別と利と加くと但毎

年利本と毎年法拾とある貫文百文宛還以倍と年數

何れと問

三三三 三年

元法元法九拾とあると毎年或別と元利本率一とある

として初年元利本百九十とあると其内毎年還法拾とある

と減として六十とあると其年有奇とある元利本率

是より宗して武年目元利の本七拾九貫と爲る内毎年
還渡四拾三貫と減して餘三拾八貫と爲る武年有奇と爲
入元利利率是より宗して三年目元利本四拾三貫と
爲る内毎年還渡四拾三貫と減して餘三拾八貫と爲る武年
有奇と爲る

元米百三拾八石と拾五月拾八日借し利率百拾三石
に斗有是より月を石し利率何種と爲る

言云 八升

漸く借し月日教拾三貫と並月下の奇零拾八日と月法

二十石小除くはと爲る其小月日教拾三貫と爲る元米百
石小宗して子に百拾と爲る以て利率百拾三と除く
是より月を石の利率本と爲る合同

元米拾四貫文借し一年小を割し利と加し但利率
毎年浪八貫あり還渡借と年日何種と爲る

言云 武年六日拾三時を割三分割し

漸く元米拾四貫と並年を割し元米利率拾三貫と宗し
て初年元利本拾四貫と爲る内毎年還渡八貫と減し
は餘七貫と爲る是より年有奇と爲る入元利利率拾三貫と

宗して武年月元利八貫百と得る内毎年還取八貫
 と減して餘百と得る武年月奇と入元利利率
百と宗して二年元利百六拾と得る毎年還取八貫
 入元利利率百と得る武年月不満と入毎年還取八貫を除く
 武年月の奇百九拾二入と得る年法十二と宗して
百武と得る月小満と入元利利率百と宗
 して奇日百六と日小満と入元利利率百と得る是日百の別取
 別と宗して九拾と得る実と入別日百の別取別と宗
 一日の時取拾武を除く時拾の別取拾と得る法
 入元利利率百と得る時拾と法小満百の拾
 と得る所を別と入別と入元利利率百

入元利利率百と得る時拾と法小満百の拾
 と得る所を別と入別と入元利利率百

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is written in dark ink on aged, yellowish paper. The script is dense and fills most of the page, with some lines appearing slightly faded or less distinct than others. The handwriting is characteristic of a historical cursive style, possibly from the 17th or 18th century. The text is arranged in several lines, with some lines starting with a small mark or symbol. The overall appearance is that of a well-used, historical document.

